

第78回 定時株主総会招集ご通知



日 時

平成27年8月21日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

ホテルメトロポリタン 3階 富士の間

会場についての詳細は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し
退職慰労金贈呈の件

目 次

ごあいさつ	1
第78回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使のご案内	3
事業報告	5
連結計算書類等	22
監査報告書	38
株主総会参考書類	42
ご参考	50

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかならぬご支援を賜りまして、心より厚くお礼申し上げます。

当社は、1952年に創業して以来、お客様のディスクロージャー関連書類の作成準備から電子データおよび印刷物の制作まで、ディスクロージャーとIRの専門会社として、数多くのお客様の信頼をいただいています。

現在、当社の事業環境は、株式市場の活況を受けファイナンス案件やIPO（新規上場）社数が増えており、環境に上向きの変化が見られます。

このような事業環境の中、当社は、平成27年7月1日に発表いたしました「剰余金の配当（増配）ならびに「新・中期経営計画2017」の策定に関するお知らせ」のとおり、株主の皆様に対してさらなる利益還元を行うものとし、次期以降、当社の年間配当金は、1株当たり50円（中間配当25円、期末配当25円）を基本とする配当を行う方針といたしました。

当社は今後、平成29年5月期までの「新・中期経営計画2017」に従い、「グローバルなフィナンシャルサポート企業」と「ディスクロージャー&IRのオンリーワン企業」を目指し、業績の拡大に向けて全社一丸となって努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 あくつ 堆 せいいちろう 誠一郎

〈社 訓〉

私たちは、ディスクロージャーのパイオニアとして、
お客様に感動していただける最善のサービスを提供し、
社業の発展に努め、情報化社会に貢献します。

お知らせ

株主の皆様にご理解いただきたく、本定時株主総会招集ご通知に記載の主な専門的な用語の解説集を、ご参考として巻末（50頁～53頁）に掲載しておりますのでぜひご覧ください。

株 主 各 位

(証券コード 7921)

平成27年7月30日

東京都豊島区高田三丁目28番8号

宝印刷株式会社

代表取締役社長 埴 誠一郎

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」(42頁～49頁)をご検討いただき、「議決権行使のご案内」(3頁～4頁)をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご投函くださるか、インターネット等の電磁的方法により平成27年8月20日(木曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年8月21日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 3階 富士の間
(末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。)
3. 目的事項
報告事項 (1) 第78期(平成26年6月1日から平成27年5月31日まで) 事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第78期(平成26年6月1日から平成27年5月31日まで) 計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.takara-print.co.jp/>)に掲載させていただきます。

招集ご通知

議決権行使のご案内

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

ご参考

議 決 権 行 使 の ご 案 内

株主総会に出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時：平成27年8月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場 所：ホテルメトロポリタン 3階 富士の間（会場についての詳細は、裏表紙地図をご参照ください。）

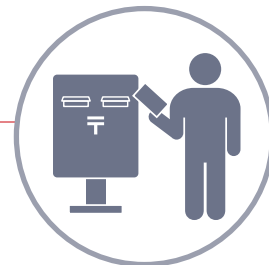


**株主総会に当日ご出席いただけない方は、
郵送またはインターネットでご行使ください。** ※携帯電話からの行使も可能です。



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。



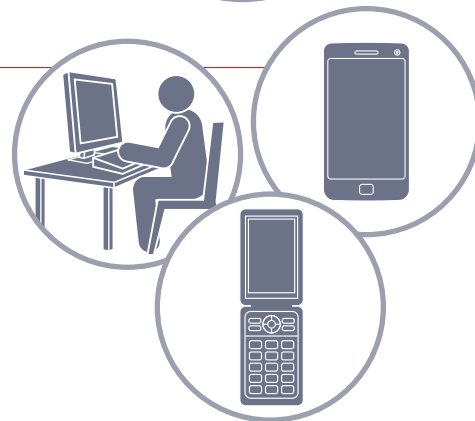
インターネットで議決権を行使される場合

パソコン、スマートフォン、タブレット端末または携帯電話から議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、下記の行使期限までに賛否をご入力ください。

インターネットでサイトへアクセス <http://www.web54.net>

◎バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



議決権行使期限 平成27年8月20日(木曜日) 午後6時まで

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点について

1 インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。

(議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となりますのでご注意ください。なお、招集ご通知を電子メールで受け取られた株主様には、議決権行使書用紙右片のパスワード欄を“*****”で表示しております。メールアドレスご登録時にご自身で設定されたパスワードをご入力ください。)

携帯電話を用いる場合は、①iモード ②EZweb ③Yahoo!ケータイのサービスが利用可能であるとともに、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種でご利用できます。なお、ご利用に際しては、上記のサービス画面にメニュー等の登録はいたしておりませんので、URL (<http://www.web54.net>) を直接入力してアクセスしてください。

※ iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

2 インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、平成27年8月20日(木曜日)午後6時までに行使されるようお願いいたします。

3 インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

4 インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネットを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については株主様のご負担となります。

株主総会招集ご通知の受領方法について

■ 株主総会招集ご通知を、書面の郵送に加えて電子メールによって受領することを希望される株主様は、議決権行使ウェブサイト上でメール配信希望登録をお手続きいただけますと、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールでも受領いただけます。(携帯電話ではお手続きいただくことはできません。また、携帯電話のメールアドレスをご指定いただくこともできません。)

インターネットによる議決権行使でご不明な場合

■ インターネットによる議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル **0120 (652) 031** (9:00~21:00)

■ その他のご照会については、下記にお問い合わせください。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
電話 **0120 (782) 031** (土日休日を除く 9:00~17:00)

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

■ 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

事業報告 (平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げによる消費の反動減が見られるものの、政府の経済対策や日銀の金融緩和を背景に雇用・所得環境は改善傾向が続き、緩やかな回復基調で推移しました。

こうした状況のもと、当社のディスクロージャー関連サービス事業に関係が深い国内株式市場におきましては、日経平均株価が20,000円を突破するなど活況を呈し、これを受けファイナンス案件やIPO（新規上場）社数が増加するなど、明るい材料が見られました。

このような事業環境の中、当社は、金融庁の新EDINETに対応した法定開示書類の作成支援ツールの販売、各種IR支援、増加するIPOの支援、国内企業の海外展開に必要な開示資料の翻訳支援など、事業環境

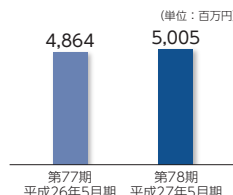
の変化とお客様のニーズに対応したサービスを提供し、業容の拡大に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、前年同期比824百万円（6.5%）増加し13,469百万円となりました。利益面につきましては、新EDINETの対応に要した費用の増加などにより、営業利益は、前年同期比380百万円（29.6%）減少し905百万円、経常利益は、前年同期比439百万円（30.0%）減少し1,026百万円、当期純利益は、前年同期比290百万円（33.4%）減少し578百万円といずれも減益となりました。

売上高を製品区分別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

■ 金融商品取引法関連製品

競争激化の影響で有価証券報告書や四半期報告書の売上が減少したものの、法定開示書類作成支援ツール「X-Smartシリーズ」の導入顧客数の増加および金融庁の新EDINETに対応する支援サービスの増加により、前年同期比141百万円（2.9%）増加し、5,005百万円となりました。



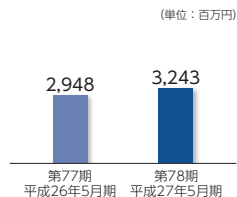
(単位：百万円)

主な製品

有価証券報告書、四半期報告書、
有価証券届出書、目論見書、
上場申請のための関係書類、他

■ 会社法関連製品

株主総会招集通知の売上が増加したため、前年同期比295百万円（10.0％）増加し、3,243百万円となりました。

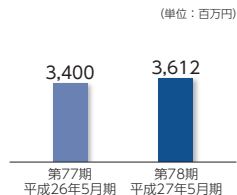


主な製品

株主総会招集通知、決議通知、
配当金関係書類、他

■ IR関連製品

アニュアルレポートや株主総会支援サービスの売上が増加したため、前年同期比212百万円（6.2％）増加し、3,612百万円となりました。

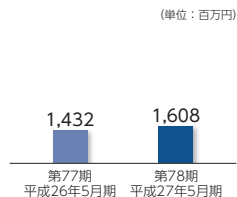


主な製品

株主通信（事業報告書）、
ディスクロージャー誌、アニュアル・レポート、
CSR報告書、会社案内、他

■ その他製品

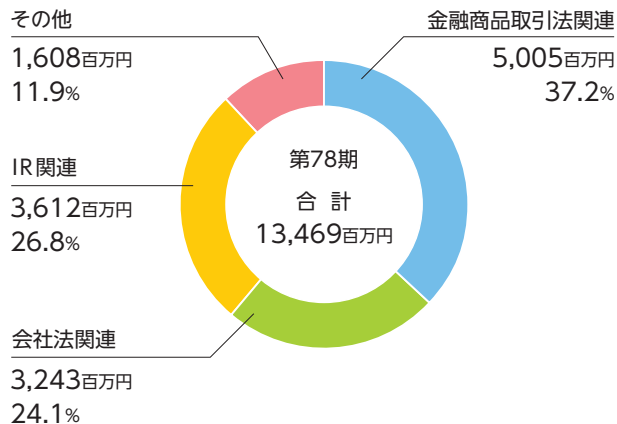
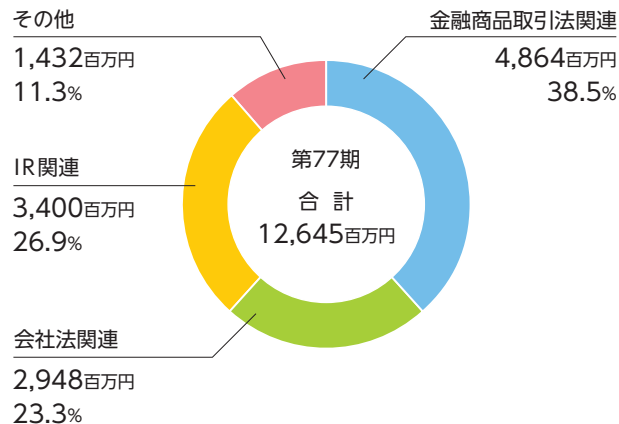
原稿作成に関するコンサルティングや株主優待関連の売上が増加したことにより、前年同期比175百万円（12.3％）増加し、1,608百万円となりました。



主な製品

株主優待、コンサルティング、法定公告、
一般印刷物、他

製品区分別売上高構成比



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、657百万円であり、その内訳は、有形固定資産194百万円、無形固定資産462百万円であります。主なものは、法定開示作成支援ツールの開発・保守によるもので

あります。現在も、ユーザーニーズに応えるため継続してシステム開発および保守に取り組んでおり、設備投資額が増加しております。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、低迷していたわが国経済も回復傾向にあり、国内株式市場においても活況を呈しており、ファイナンス案件やIPO社数が増加するなど明るい材料が見えている状況であります。しかしながら、競争激化の影響により販売価額の低下は続いており、今後の見通しは不透明な状況で推移するものと予想いたします。

今後、採用の拡大が見込まれるIFRS（国際財務報告基準）や国内企業のアジア諸国をはじめとした海外展開に対する翻訳等の支援に加え、スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードに基づく機関投資家と企業の対話の促進に向けてのIR支援など、事業環境に大幅な変化が見られ、当該事業環境への対応が課題となっています。

当社グループは、この大きな変化が予想されるディスクロージャーとIRサービスの分野において、蓄積したノウハウやIT技術を駆使して対応し、お客様の企業価値の向上とディスクロージャー制度ならびにIRの発展に寄与するため、また、当社の営業力の強化とコンプライアンス遵守およびCSR重視の経営を重点課題として、以下の課題に取り組んでまいります。

① お客様のニーズを的確に捉え、ディスクロージャー関連法令等の改正に関するアドバイスや原稿作

成に関するコンサルティング、効率的で使いやすい法定開示書類作成支援ツールの提供、また、IRツールの提供など、ディスクロージャーとIRをトータルサポートするサービスの強化を図り、営業体制を強化する。

② ディスクロージャー関連法令等の改正や多様化するIRへの対応を万全にするため、お客様への情報提供、従業員教育の徹底、ならびに関連するシステムの開発やインフラの整備等をさらに進め、ディスクロージャー関連事業の深化と拡大に向けての取組みを強化する。

③ お客様にとっての「グローバルなファイナンシャルサポート企業」「ディスクロージャー＆IRサービスのオンリーワン企業」を目指すとともに、当社グループにおいても、業務の効率化と内製化を進めコスト削減を図り、株主の皆様等の各ステーク・ホルダーに対する当社グループの信頼の確立と業績の向上を図る。

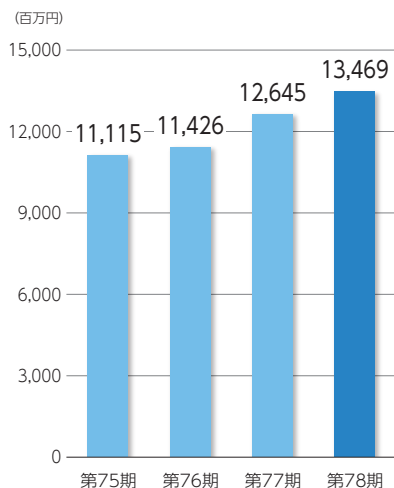
④ 当社事業の信頼の基本となる機密情報管理体制をさらに強化するため、コンプライアンス遵守の徹底と一層の情報セキュリティの強化を図る。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

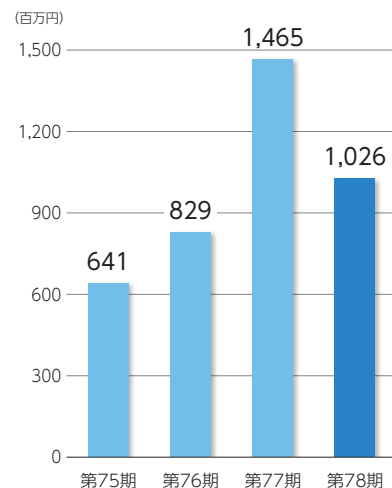
(5) 財産および損益の状況

区 分	第75期 (平成23年6月1日から 平成24年5月31日まで)	第76期 (平成24年6月1日から 平成25年5月31日まで)	第77期 (平成25年6月1日から 平成26年5月31日まで)	第78期 (当連結会計年度) (平成26年6月1日から 平成27年5月31日まで)
売上高 (千円)	11,115,133	11,426,432	12,645,680	13,469,997
経常利益 (千円)	641,876	829,608	1,465,948	1,026,202
当期純利益 (千円)	249,562	460,760	869,557	578,771
1株当たり当期純利益 (円)	21.40	39.51	74.56	50.15
総資産 (千円)	14,109,619	15,386,936	16,886,893	17,351,574
純資産 (千円)	11,727,440	12,392,242	13,532,772	13,859,466
1株当たり純資産額 (円)	1,002.04	1,048.11	1,136.47	1,212.20

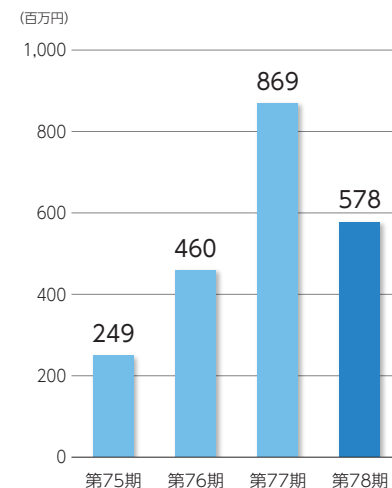
■ 売上高



■ 経常利益



■ 当期純利益



(6) 主要な事業内容

ディスクロージャーおよびIR関連書類の印刷ならびにそれらに付帯する各種ツールの企画・制作、コンサルティングおよびその他のサービス等の提供

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社タスク	千円 35,000	% 58.57	IPO予定会社および上場会社向けコンサルティングサービス等
株式会社スリー・シー・コンサルティング	50,000	50.91	ソフトウェアの販売および保守

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な事業所および工場の状況

本社および本社工場	東京都豊島区高田三丁目28番8号
本社別館工場	東京都豊島区高田三丁目23番9号
本社別館クリスタルエイトビル	東京都豊島区高田三丁目23番10号
浮間工場	東京都北区浮間四丁目24番23号
大阪支店	大阪府大阪市中央区瓦町三丁目6番5号
大阪支店別館工場	大阪府大阪市中央区上町一丁目24番17号
札幌営業所	札幌市中央区大通西十一丁目4番
名古屋営業所	名古屋市中区錦一丁目20番25号
広島営業所	広島市中区紙屋町一丁目1番20号
福岡営業所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

② 子会社の事業所

株式会社タスク	東京都豊島区高田三丁目13番2号
株式会社スリー・シー・コンサルティング	東京都豊島区高田三丁目14番29号
ディスクロージャー・イノベーション株式会社	東京都豊島区高田三丁目28番8号
一般社団法人日本IPO実務検定協会	東京都豊島区高田三丁目28番8号
仙台宝印刷株式会社	宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号
TAKARA International (Hong Kong) Limited	303 Hennessy Road, Wanchai, Hong Kong

(9) 使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
688名	12名増	39.8才	12.2年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 使用人数には企業集団外からの出向者4名を含んでおります。
3. 使用人数には臨時使用人（派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトの期中平均雇用人員132名）は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 37,000,000株

(2) 発行済株式の総数 12,936,793株

(3) 株主数 19,020名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 千株	持株比率 %
株式会社野村	632	5.66
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	619	5.53
株式会社みずほ銀行	544	4.86
株式会社三井住友銀行	476	4.26
野村正道	380	3.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	314	2.81
宝印刷社員持株会	287	2.56
三井住友信託銀行株式会社	169	1.51
明治安田生命保険相互会社	168	1.50
メリルリンチ日本証券株式会社	150	1.34

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,758,051株）を控除して計算しております。
2. 株式会社ストラテジックキャピタルから平成27年5月25日付で提出された大量保有報告書により、同年5月18日現在同社が649,600株（保有割合5.02%）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	堆 誠一郎	
取締役	青 木 孝 次	常務執行役員営業企画部長兼営業開発部担当兼XBRL推進室担当兼営業業務部担当兼ITサービス営業部担当
取締役	田 村 義 則	常務執行役員CSR部長兼ディスクロージャー研究一部担当兼ディスクロージャー研究二部担当
取締役	加 島 英 一	常務執行役員制作部長
取締役	津 田 晃	執行役員 日立キャピタル株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外監査役
取締役	清 水 寿 二	株式会社日本商品清算機構社外取締役 株式会社東京商品取引所社外取締役
取締役	高 橋 厚 男	極東証券株式会社社外取締役 藍澤證券株式会社社外取締役 高木証券株式会社社外監査役 公益財団法人日本関税協会理事長
常勤監査役	秋 山 美樹男	
監査役	大 西 裕	丸市綜合法律事務所弁護士
監査役	山 上 大 介	山上公認会計士事務所所長 株式会社小田原エンジニアリング監査役 日本特殊塗料株式会社社外監査役 ローヤル電機株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち清水寿二および高橋厚男の両氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち大西 裕および山上大介の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役山上大介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役山上大介氏は、平成27年3月26日付でローヤル電機株式会社の社外監査役を兼職しております。また、株式会社小田原エンジニアリングの社外監査役を兼職しておりましたが、平成27年3月27日付で同社の監査役に異動しております。
5. 取締役高橋厚男氏は、平成27年5月29日付で公益財団法人日本関税協会の理事長を兼職しております。
6. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位および担当の異動は、次のとおりであります。

氏 名	地位および担当の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
青 木 孝 次	取締役常務執行役員営業企画部長兼営業開発部担当兼営業業務部担当兼ITサービス営業部担当	取締役常務執行役員営業企画部長兼営業開発部担当兼XBRL推進室担当兼営業業務部担当兼ITサービス営業部担当	平成27年7月1日
田 村 義 則	取締役常務執行役員CSR部長兼ディスクロージャー研究一部部長兼ディスクロージャー研究二部長	取締役常務執行役員CSR部長兼ディスクロージャー研究一部担当兼ディスクロージャー研究二部担当	平成27年7月1日
津 田 晃	執行役員 日立キャピタル株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外取締役	執行役員 日立キャピタル株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外監査役	平成27年6月26日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	104,975千円 (9,600千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	18,964千円 (6,000千円)
合計	10名	123,940千円

- (注) 1. 上記支給額には、平成27年8月21日開催の第78回定時株主総会後に支給予定の役員賞与19,430千円（取締役17,300千円、監査役2,130千円）を含んでおります。
2. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額5,898千円（取締役5,263千円、監査役634千円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
社外取締役	清 水 寿 二	株式会社日本商品清算機構社外取締役 株式会社東京商品取引所社外取締役
社外取締役	高 橋 厚 男	極東証券株式会社社外取締役 藍澤證券株式会社社外取締役 高木証券株式会社社外監査役 公益財団法人日本関税協会理事長
社外監査役	大 西 裕	丸市綜合法律事務所弁護士
社外監査役	山 上 大 介	山上公認会計士事務所所長 株式会社小田原エンジニアリング監査役 日本特殊塗料株式会社社外監査役 ローヤル電機株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役清水寿二氏が兼職する株式会社日本商品清算機構ならびに株式会社東京商品取引所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
2. 取締役高橋厚男氏が兼職する極東証券株式会社ならびに公益財団法人日本関税協会と当社との間に重要な取引その他の関係はありませんが、藍澤證券株式会社ならびに高木証券株式会社と当社との間に営業上の取引があります。なお、両社に対する取引金額は当期連結売上高の1%未満であり、僅少であります。
3. 監査役大西 裕氏が兼職する丸市綜合法律事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
4. 監査役山上大介氏が兼職する山上公認会計士事務所ならびにローヤル電機株式会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありませんが、株式会社小田原エンジニアリングならびに日本特殊塗料株式会社と当社との間に営業上の取引があります。なお、両社に対する取引金額は当期連結売上高の1%未満であり、僅少であります。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	清 水 寿 二	当期開催の取締役会22回のうち21回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	高 橋 厚 男	当期開催の取締役会22回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	大 西 裕	当期開催の取締役会22回全てに出席し、また、当期開催の監査役会15回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	山 上 大 介	当期開催の取締役会22回全てに出席し、また、当期開催の監査役会15回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

和泉監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

② 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 20,750千円

③ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 23,750千円

(注) 当社と和泉監査法人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総

合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステーク・ホルダーに対する社会的責任を果たすため、企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程、「反社会的勢力および団体への対処」の項目を含む行動規範を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、内部通報制度を含むリスク管理体制の強化に取組み、内部統制システムの充実に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書は、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る危機管理規程を制定・施行し、リスク管理体制を構築する。
- ② リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図る。
- ③ 内部監査を担当するCSR部は定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるか否かを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

- ④ 法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、直ちに取締役会および担当部署に通報し、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について担当部署が把握に務めるとともに、対応し、改善する。
- ⑤ 大規模災害等が発生した場合に備え、事業継続計画（BCP）を策定する等、緊急時の体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標に基づく具体策を各部門で立案し、実行する。また、CSRの理念を重視した経営体制を整備するため、CSR部を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの監査を含めたCSR経営推進のための体制を構築する。また、金融商品取引法上の内部統制体制を整備し、評価するため、「内部統制プロジェクト」を組成し、その対応にあたる。
- ② 変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、執行役員制度を導入し、所管する各部署の業務を執行する。
- ③ 定例の取締役会を原則月2回開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めている。
- ④ 取締役会への付議議案については、取締役会規則に定める付議基準に則り提出し、取締役会における審議が十分行われるよう付議議題に関する資料は事前に全役員に配布する。
- ⑤ 日常の職務執行に際しては、基本組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、効率的に業務を遂行する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理・コンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、それらを遵守するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定・施行する。
- ② 担当役員は、倫理・コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、コンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して「社員向けコンプライアンステキスト」を配布するなど、適切な研修体制を構築する。また、社内通報窓口に加え、第三者機関（外部のコンサルティング会社）を内部通報窓口とする内部通報窓口（宝リスクホットライン）規程を制定・施行する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、代表取締役社長および常務執行役員ならびに子会社役員を構成員とする会議を原則月1回開催する。
- ② 当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部が当社規程に準じて評価および監査を行う。
- ③ 当社グループ間の取引については、一般的な取引条件を勘案し、取締役の稟議決裁により決定する。
- ④ CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部は、子会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社グループに及ぼす影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を確保し、これを推進する。

- ⑤ 当社グループは、当社の定める内部通報規程および内部通報窓口（宝リスクホットライン）規程に従う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- ② 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令は受けない。
また、当該従業員の評価については監査役の意見を聴取する。

(9) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの役員および従業員は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について発生次第速やかに当社の監査役に報告する。

また、当社グループの役員および従業員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行う。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の定める内部通報規程において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を規定・施行する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告する。
- ② 監査役会、CSR部および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。
- ③ 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行う。
- ④ 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果を監査役に報告する。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

倫理・コンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、取締役ならびに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断・排除する。

取締役および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、万一不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程に従い、総務部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

当事業年度においては、本年5月1日に施行された改正会社法および改正会社法施行規則に対応するため、当社では、4月21日開催の取締役会において、当該体制の改正案を提示し、5月14日開催の取締役会で新たな内部統制システムとそれに関連する社内規程の改正を決議しました。

(コンプライアンスに対する取組みの状況)

お客様の法令等に基づく機密性または秘密性のあるディスクロージャー関連書類の印刷等を業務の根幹とする当社は、金融商品市場における情報開示支援企業としての責任を果たすことが求められております。

そのため、業務上取り扱うインサイダー情報に対する管理体制の構築および教育が重要な経営課題でありますので、役員および従業員に対して、「コンプライアンスに関する自己チェックシート」を用いた社内教育の実施や外部から講師を招きセミナーを社内で開催するなど、インサイダー情報に対する教育を定期的に行っております。

また、当社の基本ルール（社訓、行動規範、各種社内規程等）、統合マネジメントシステムのルール（CSR運営マニュアル等）のほか、社会の一員として必ず遵守すべき基本ルール（法令・規制要求事項）について解説した「コンプライアンステキスト」を用いた教育を継続的に実施し、役員および従業員に対して、法令・定款等を遵守することの徹底を図っております。

株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

（職務執行の適正性および効率的に行われることに対する取組みの状況）

当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員会議は12回開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は22回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されているものと考えております。

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁制度を電子化し、そのデータベース化を図り、迅速・効率的な管理体制を構築しており、取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、適切な情報の保存および管理を行っております。

（損失の危険の管理に対する取組みの状況）

損失の危険の管理に関しては、リスク管理に関する規程に則り、子会社を含むリスク管理体制の検証および見直しを行い、体制の整備を行っております。

また、内部監査におきましては、業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査の質的向上に努めております。

事業継続計画（BCP）は、全社BCPを部署ごとにおとしこみ、緊急連絡体制を構築するなど、緊急時の体制を整備しております。

（当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況）

当社グループにおきましては、子会社役員を構成員とする会議を14回開催し、当社グループの業務執行の状況および経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。また、当社グループ間の取引については、稟議決裁により決定しております。

（監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況）

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されています。監査役会は15回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役は、代表取締役社長およびCSR部ならびに会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

（反社会的勢力排除に対する取組みの状況）

総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門および当社が加盟している特殊暴力防止対策連合会などの外部専門機関との協力体制を整備しております。

役員および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係の有してしまったときの対応については危機管理規程において不法勢力リスクとして認識し、統括部署を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

(2) 取組みの具体的な内容の概要

- ① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成
その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループはこれまで進めてきた中期経営計画およびCSR経営を引き続き継続するとともに、攻めの経営を断行することにより持続的成長を実現させてまいります。

当社は、株式公開を目指した昭和63年頃から組織的な運営を行うため、諸規程の整備、運用、文書化の推進および内部監査を行い業務の改善に努めるとともに、利益計画を作成してまいりました。その精度をさらに高めるため当社を取り巻く内部環境および外部環境の分析を基に、各ステーク・ホルダーにも配慮した経営計画の必要性を感じ、中期経営計画を策定することといたしました。

その後、社会・環境・経済のトリプル・ボトムラインを意識した目標を加え、継続的に中期経営計画を策定しております。

その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標を設定のうえ、各部門でその具体策をまとめ、社訓とともに、これに則した経営を展開し、着実な成長を実現してまいりました。

一方で、当社は、機密性または秘匿性の高い企業のディスクロージャー書類の印刷等を専門とする会社でありますので、専門的な知識はもとより、情報管理体制、品質管理体制などが重視されます。そのため、当社は平成12年6月にISOの品質規格(ISO9002)認証を全社に先駆け、工場において取得し、平成16年には全社において、品質規格(ISO9001)ならびに環境規格(ISO14001)認証を取得いたしました。

また、機密性または秘匿性の高い情報を扱うため、プライバシーマークの取得、ならびに情報セキュリ

ティに対応するための、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証を範囲を限定して取得するとともに、世界的な環境問題に対する配慮から「森林認証」などの国際認証を取得したほか、日本印刷産業連合会が認定するグリーンプリンティングを取得するなど、それぞれが要求するマネジメントシステムをCSR運用マニュアルとそれに付随する各種の規程を定め、一体化して運用しております。

- ② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成19年8月23日開催の第70回定時株主総会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)を導入いたしました。その後、過去二度にわたり継続しております。直近では、平成25年7月3日開催の取締役会において当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)を継続することを決議し、同定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました。(以下、「本プラン」といいます。)

仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案(以下総称して「買付」といいます。)が行われた場合、買付を行う者またはその提案者(以下総称して「買付者」といいます。)に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不

本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

(3) 取組みの具体的な内容に対する当社取締役会の判断およびその理由

① 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日 経済産業省・法務省）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（平成20年6月30日 企業価値研究会）の定める指針の内容を充足するものです。

② 株主意思の重視

本プランは、取締役会において決議を行い、株主総会に付議し株主の皆様の承認をいただき導入しております。

また、本プランの有効期間は約3年間に限定されていること、さらに、取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることとなります。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当

社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたしております。

④ 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客観性は一層強く担保されるといえます。

⑥ デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案したうえで、業績に応じた配当を加味することとしております。

この基本方針のもと、株主の皆様へのさらなる利益還元を検討した結果、現在、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできているものと考え、可能な限り配当金として株主の皆様へ還元することといたしました。

したがって、次期以降、年間配当金は、1株当たり50円（中間配当25円、期末配当25円）を基本とする配当を行う方針といたします。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり10円を予定しておりましたが、上記の方針に則り増配することとし、1株当たり25円といたします。

なお、当中間期においては、1株当たり10円の中間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり35円となります。

自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元と資本効率の向上を目的に当社株式の流動性等を勘案しつつ、必要に応じて実施することとしております。

なお、当期においては、平成27年2月6日開催の取締役会決議に基づき、平成27年3月1日から平成27年3月25日までの期間に483,500株の自己株式を取得しております。（株主の皆様への総還元率は154.8%となります。）

（注1）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

（注2）「6.会社の支配に関する基本方針」に記載する「中期経営計画」は、現在「新・中期経営計画2017」を運用しております。その内容につきましては、平成27年7月1日付発表の「剰余金の配当（増配）ならびに「新・中期経営計画2017」の策定に関するお知らせ」を当社ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。
(<http://www.takara-print.co.jp/>)

連結計算書類等

連結貸借対照表 (平成27年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	8,730,507
現金及び預金	4,742,210
受取手形及び売掛金	2,609,504
有価証券	335,622
仕掛品	883,530
原材料及び貯蔵品	27,554
繰延税金資産	51,756
その他	81,366
貸倒引当金	△1,038
固定資産	8,621,066
有形固定資産	4,357,072
建物及び構築物	809,103
機械装置及び運搬具	260,532
土地	3,154,695
その他	132,741
無形固定資産	1,146,461
ソフトウェア	1,094,742
ソフトウェア仮勘定	38,248
その他	13,470
投資その他の資産	3,117,532
投資有価証券	2,072,008
退職給付に係る資産	439,092
その他	608,600
貸倒引当金	△2,169
資産合計	17,351,574

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	2,987,934
買掛金	903,230
1年内返済予定の長期借入金	10,476
未払法人税等	66,815
未払費用	1,096,778
役員賞与引当金	23,924
その他	886,709
固定負債	504,173
長期借入金	18,778
繰延税金負債	362,364
役員退職慰労引当金	79,727
退職給付に係る負債	43,303
負債合計	3,492,107
純 資 産 の 部	
株主資本	12,340,787
資本金	2,049,318
資本剰余金	1,998,867
利益剰余金	9,815,751
自己株式	△1,523,150
その他の包括利益累計額	1,210,097
その他有価証券評価差額金	577,667
退職給付に係る調整累計額	632,430
少数株主持分	308,581
純資産合計	13,859,466
負債純資産合計	17,351,574

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		13,469,997
売上原価		8,340,860
売上総利益		5,129,137
販売費及び一般管理費		4,223,295
営業利益		905,842
営業外収益		
受取利息	1,303	
受取配当金	31,088	
不動産賃貸料	14,923	
受取手数料	8,062	
投資事業組合運用益	53,099	
その他	16,805	125,283
営業外費用		
支払利息	978	
自己株式取得費用	3,267	
その他	677	4,923
経常利益		1,026,202
特別利益		
投資有価証券売却益	11,071	11,071
特別損失		
固定資産除却損	13,976	13,976
税金等調整前当期純利益		1,023,298
法人税、住民税及び事業税	321,698	
法人税等調整額	92,741	414,439
少数株主損益調整前当期純利益		608,859
少数株主利益		30,087
当期純利益		578,771

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,049,318	1,998,867	9,603,481	△1,022,754	12,628,913
会計方針の変更による累積的影響額			△86,598		△86,598
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,049,318	1,998,867	9,516,882	△1,022,754	12,542,314
当期変動額					
剰余金の配当			△279,902		△279,902
当期純利益			578,771		578,771
自己株式の取得				△500,395	△500,395
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	298,868	△500,395	△201,527
当期末残高	2,049,318	1,998,867	9,815,751	△1,523,150	12,340,787

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	265,604	359,761	625,365	278,493	13,532,772
会計方針の変更による累積的影響額					△86,598
会計方針の変更を反映した当期首残高	265,604	359,761	625,365	278,493	13,446,173
当期変動額					
剰余金の配当					△279,902
当期純利益					578,771
自己株式の取得					△500,395
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	312,062	272,669	584,732	30,087	614,820
当期変動額合計	312,062	272,669	584,732	30,087	413,293
当期末残高	577,667	632,430	1,210,097	308,581	13,859,466

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社タスク

株式会社スリー・シー・コンサルティング

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

持分法を適用した関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

主要な非連結子会社の名称

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

原材料

移動平均法

仕掛品

個別法

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

主な耐用年数

建物及び構築物

15～50年

機械装置及び運搬具

10年

- ② 無形固定資産
ソフトウェア（自社利用分）
社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法
その他
法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(c) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が23,232千円増加し、退職給付に係る資産が111,321千円、利益剰余金が86,598千円それぞれ減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)の改正に伴い、複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記の表示方法を変更し、前連結会計年度の連結計算書類の組替えを行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産	
担保に供している資産	
現金及び預金	4,500千円
担保に係る債務	
買掛金	9,134千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,787,543千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	12,936,793株	一株	一株	12,936,793株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,274,091株	(注) 483,960株	一株	1,758,051株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加483,960株は、市場買付による自己株式の取得483,500株及び単元未満株式の買取りによる増加460株であります。

3. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年7月2日 取締役会	普通株式	163,277	14.00	平成26年5月31日	平成26年8月4日
平成26年12月26日 取締役会	普通株式	116,624	10.00	平成26年11月30日	平成27年1月26日

4. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年7月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	279,468	25.00	平成27年5月31日	平成27年7月31日

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。退職一時金制度（すべて非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、当社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

なお、一部の連結子会社の退職一時金制度については簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	2,561,296千円
会計方針の変更による 累積的影響額	134,554千円
会計方針の変更を反映した 期首残高	2,695,850千円
勤務費用	226,135千円
利息費用	40,438千円
数理計算上の差異の発生額	△209,560千円
退職給付の支払額	△31,076千円
退職給付債務の期末残高	2,721,787千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	2,672,617千円
期待運用収益	53,452千円
数理計算上の差異の発生額	265,228千円
事業主からの拠出額	200,658千円
退職給付の支払額	△31,076千円
年金資産の期末残高	3,160,880千円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付制度に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の 期首残高	38,464千円
退職給付費用	8,045千円
退職給付の支払額	△3,206千円
退職給付に係る負債の 期末残高	43,303千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,721,787千円
年金資産	△3,160,880千円
	△439,092千円
非積立型制度の退職給付債務	43,303千円
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	△395,789千円

退職給付に係る負債	43,303千円
退職給付に係る資産	△439,092千円
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	△395,789千円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	226,135千円
利息費用	40,438千円
期待運用収益	△53,452千円
数理計算上の差異の 費用処理額	△99,052千円
簡便法で計算した 退職給付費用	8,045千円
その他	1,316千円
確定給付制度に係る 退職給付費用	123,431千円

(6) 退職給付に係る調整額	
退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果 控除前）の内訳は次のとおりであります。	
数理計算上の差異	375,736千円

(7) 退職給付に係る調整累計額	
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税 効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識数理計算上の差異	934,719千円

(8) 年金資産に関する事項	
① 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、 次のとおりであります。	
債券	29%
株式	34%
保険資産（一般勘定）	26%
その他	11%
合計	100%

- ② 長期期待運用収益率の設定方法
- 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当連結会計年度末における主要な数理計算上の 計算基礎（加重平均で表している。）	
割引率	1.5%
長期期待運用収益率	2.0%

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は161,726千円であります。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況 （平成26年3月31日現在）	
年金資産の額	93,722,070千円
年金財政計算上の数理債務の 額と最低責任準備金の額との 合計額	110,494,298千円
差引額	△16,772,228千円

（注）前連結会計年度においては「年金財政計算上の給付債務の額」と掲記していた項目であります。

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの 割合 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	5.21%
---	-------

- (3) 補足説明
- 上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高（25,038,994千円）であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却です。

なお、上記（2）の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しておりません。

また、当社が加入している当厚生年金基金は平成26年9月19日開催の代議員会において解散方針を決議しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産による運用に限定しております。短期及び長期的な運転資金は、銀行借入により調達する方針です。デリバティブ取引は、元本保証の安全な運用を除き、ヘッジ目的以外には行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権は、毎月、各担当執行役員へ報告され、督促など早期回収のための取組みが行われております。また、取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。(注2) 参照)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,742,210	4,742,210	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,609,504	2,609,504	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,930,049	1,930,049	—
資産計	9,281,764	9,281,764	—
(1) 買掛金	903,230	903,230	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	10,476	10,476	—
(3) 未払費用	1,096,778	1,096,778	—
(4) 長期借入金	18,778	18,778	—
負債計	2,029,263	2,029,263	—

有価証券は、主にマネー・マネジメント・ファンドであり、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や投資事業有限責任組合への出資であります。

株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期限は最長で平成33年4月であります。すべては固定金利での借入金であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券
これらの時価について、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、並びに (3) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、並びに (4) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、その時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	265,690
非上場社債	5,000
投資事業有限責任組合への出資	206,891
合計	477,581

非上場株式及び非上場社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

投資事業有限責任組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,212円20銭
2. 1株当たり当期純利益	50円15銭

貸借対照表 (平成27年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	8,015,844
現金及び預金	4,033,763
受取手形	47,981
電子記録債権	13,281
売掛金	2,534,905
有価証券	335,622
原材料	7,415
仕掛品	878,149
貯蔵品	20,138
繰延税金資産	48,984
その他	96,638
貸倒引当金	△1,038
固定資産	8,152,053
有形固定資産	4,340,999
建物	799,097
構築物	2,587
機械及び装置	260,532
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	124,086
土地	3,154,695
無形固定資産	1,068,499
ソフトウェア	1,021,158
ソフトウェア仮勘定	34,421
電話加入権	11,511
その他	1,408
投資その他の資産	2,742,554
投資有価証券	1,867,680
関係会社株式	302,023
長期前払費用	8,645
生命保険積立金	427,191
差入保証金	107,820
その他	31,363
貸倒引当金	△2,169
資産合計	16,167,898

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	2,860,419
買掛金	884,463
未払金	21,786
未払費用	1,057,438
未払法人税等	56,300
未払消費税等	241,002
預り金	71,635
役員賞与引当金	19,430
その他	508,363
固定負債	636,714
繰延税金負債	61,360
退職給付引当金	495,626
役員退職慰労引当金	79,727
負債合計	3,497,134
純 資 産 の 部	
株主資本	12,093,097
資本金	2,049,318
資本剰余金	1,998,867
資本準備金	1,998,315
その他資本剰余金	552
利益剰余金	9,568,061
利益準備金	174,905
その他利益剰余金	9,393,155
別途積立金	8,600,000
繰越利益剰余金	793,155
自己株式	△1,523,150
評価・換算差額等	577,667
その他有価証券評価差額金	577,667
純資産合計	12,670,764
負債純資産合計	16,167,898

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		13,326,196
売上原価		8,461,778
売上総利益		4,864,417
販売費及び一般管理費		4,047,314
営業利益		817,103
営業外収益		
受取利息	1,165	
受取配当金	31,088	
不動産賃貸料	14,923	
受取手数料	8,062	
投資事業組合運用益	53,099	
その他	16,177	124,517
営業外費用		
自己株式取得費用	3,267	
その他	322	3,589
経常利益		938,031
特別利益		
投資有価証券売却益	11,071	11,071
特別損失		
固定資産除却損	13,976	13,976
税引前当期純利益		935,126
法人税、住民税及び事業税	298,269	
法人税等調整額	92,708	390,978
当期純利益		544,148

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,049,318	1,998,315	552	1,998,867	174,905	8,250,000	965,508	9,390,414
会計方針の変更による 累積的影響額							△86,598	△86,598
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,049,318	1,998,315	552	1,998,867	174,905	8,250,000	878,909	9,303,815
当期変動額								
剰余金の配当							△279,902	△279,902
当期純利益							544,148	544,148
別途積立金の積立						350,000	△350,000	—
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	350,000	△85,754	264,245
当期末残高	2,049,318	1,998,315	552	1,998,867	174,905	8,600,000	793,155	9,568,061

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,022,754	12,415,846	265,604	265,604	12,681,450
会計方針の変更による 累積的影響額		△86,598			△86,598
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△1,022,754	12,329,247	265,604	265,604	12,594,851
当期変動額					
剰余金の配当		△279,902			△279,902
当期純利益		544,148			544,148
別途積立金の積立		—			—
自己株式の取得	△500,395	△500,395			△500,395
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			312,062	312,062	312,062
当期変動額合計	△500,395	△236,149	312,062	312,062	75,912
当期末残高	△1,523,150	12,093,097	577,667	577,667	12,670,764

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

原材料 移動平均法

仕掛品 個別法

貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

主な耐用年数

建物 15～50年

機械及び装置 10年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）

社内における利用可能期間（5年）に基づく

定額法

その他

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

- ・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が134,554千円増加し、繰越利益剰余金が

86,598千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産
担保に供している資産
現金及び預金 4,500千円
担保に係る債務
買掛金 9,134千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,776,164千円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
金銭債権 23,449千円
金銭債務 61,120千円

(損益計算書に関する注記)

- 関係会社との取引高
- 営業取引による取引高
- 売上高 5,031千円
- 仕入高 874,965千円
- 営業取引以外の取引による取引高 375,647千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,274,091株	(注) 483,960株	一株	1,758,051株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加483,960株は、市場買付による自己株式の取得483,500株及び単元未満株式の買取りによる増加460株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	160,285千円
役員退職慰労引当金	25,783千円
未払事業税	6,189千円
投資有価証券評価損	49,393千円
施設利用権評価損	10,448千円
その他	61,724千円
繰延税金資産小計	313,824千円
評価性引当額	50,089千円
繰延税金資産合計	263,735千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△276,112千円
繰延税金負債合計	△276,112千円
繰延税金負債純額	△12,376千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年6月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年6月1日から平成28年5月31日までのものは33.10%、平成28年6月1日以降のものについては32.34%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が2,502千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が25,672千円、その他有価証券評価差額金額が28,174千円それぞれ増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ディスクロージャー・イノベーション株式会社	東京都豊島区	50,000	ネットワーク管理、文書の電子化等に係るソフトウェアの開発と販売	(所有) 直接 100.00	ソフトウェアの開発・保守、役員の兼任	(注2) ソフトウェアの購入	(注1) 288,276	未払金	(注1) 15,456
							(注2) ソフトウェアの保守	(注1) 226,703	未払費用	(注1) 11,285

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
(注2) ソフトウェアの購入及び保守については、ディスクロージャー・イノベーション株式会社から提示された価格と、他の外注先との取引価格を参考にしてその都度交渉の上、決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,133円47銭
2. 1株当たり当期純利益	47円15銭

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制適用会社であります。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年7月3日

宝 印 刷 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

和 泉 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 松 藤 雅 明 ㊞

業務執行社員 公認会計士 森 英 之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宝印刷株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年7月3日

宝 印 刷 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

和 泉 監 査 法 人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 松 藤 雅 明 ㊞

業務執行社員 公認会計士 森 英 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宝印刷株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門であるCSR部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員等及び和泉監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役、執行役員等及び和泉監査法人から受けております。

- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人と和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人と和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年7月7日

宝 印 刷 株 式 会 社 監査役会

常勤監査役 秋 山 美樹男 ㊞

監査役 大 西 裕 ㊞

監査役 山 上 大 介 ㊞

(注) 監査役大西 裕及び監査役山上大介は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

- ## 1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

- ## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1)	(1)
↳ (条文省略)	↳ (現行どおり)
(14)	(14)
(新 設)	<u>(15) 労働者派遣事業ならびに職業紹介事業</u>
<u>(15)</u> (条文省略)	<u>(16)</u> (現行どおり)

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	 あくつ せいいちろう 堆 誠一郎 (昭和28年12月17日生)	昭和61年 1 月 当社入社 平成 元 年 5 月 当社社長室長 平成 3 年 7 月 当社総合企画部長 平成 3 年 8 月 当社取締役総合企画部長 平成 8 年10月 当社取締役経理部長 平成 9 年 8 月 当社常務取締役経理部長 平成 9 年10月 当社常務取締役管理本部長 平成14年 8 月 当社代表取締役社長（現任）	22,972株
2	 あお き こう じ 青 木 孝 次 (昭和28年 6 月17日生)	昭和53年 4 月 当社入社 平成 5 年 4 月 当社大阪支店長 平成11年 9 月 当社営業企画部長 平成12年 8 月 当社取締役制作部長 平成17年 8 月 当社常務取締役制作部長 平成18年 8 月 当社取締役常務執行役員営業企画部長 平成20年 8 月 当社取締役常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当 平成22年 7 月 当社取締役常務執行役員営業企画部長兼IFRS室担当兼XBRL推進室担当兼ITサービス営業担当 平成25年 7 月 当社取締役常務執行役員営業企画部長兼営業開発部担当兼XBRL推進室担当兼営業業務部担当兼ITサービス営業部担当 平成27年 7 月 当社取締役常務執行役員営業企画部長兼営業開発部担当兼営業業務部担当兼ITサービス営業部担当（現任）	29,177株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	 た む ら よ し の り 田 村 義 則 (昭和32年1月6日生)	昭和55年 4 月 社団法人日本証券業協会（現 日本証券業協会）入所 平成11年 9 月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所公 開業務推進部長 平成12年 6 月 日本ファースト証券株式会社取締役 平成13年 7 月 当社入社顧問 平成13年 8 月 当社公開支援室長 平成16年 8 月 当社取締役公開支援室長 平成18年 8 月 当社取締役常務執行役員ディスクロージャー研究三部長 平成22年 7 月 当社取締役常務執行役員ディスクロージャー研究一部長兼CSR担当 平成25年 7 月 当社取締役常務執行役員CSR部長兼ディスクロージャー研 究一部担当兼ディスクロージャー研究二部担当 平成27年 7 月 当社取締役常務執行役員CSR部長兼ディスクロージャー研 究一部長兼ディスクロージャー研究二部長（現任）	6,875株
4	 か し ま え い い ち 加 島 英 一 (昭和30年9月25日生)	昭和63年 2 月 当社入社 平成 9 年10月 当社経理部長 平成10年 9 月 当社総務部長 平成16年 9 月 当社総合企画部長兼総務部長 平成18年 8 月 当社執行役員総務人事部長 平成21年 7 月 当社執行役員ディスクロージャー営業一部長 平成22年 7 月 当社執行役員ディスクロージャー&IR営業二部長兼ディス クロージャー&IR営業四部担当 平成25年 7 月 当社常務執行役員ディスクロージャー&IR営業二部長兼福 岡営業所担当 平成25年 8 月 当社取締役常務執行役員ディスクロージャー&IR営業二部 長兼福岡営業所担当 平成26年 7 月 当社取締役常務執行役員制作部長（現任）	7,550株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	 つ だ あきら 津 田 晃 (昭和19年6月15日生)	昭和43年 4 月 野村證券株式会社入社 昭和62年12月 同社取締役 平成 元年 6 月 同社常務取締役 平成 8 年 6 月 同社代表取締役専務取締役 平成 9 年 6 月 日本合同ファイナンス株式会社（現 株式会社ジャフコ） 代表取締役専務取締役 平成11年 4 月 同社代表取締役副社長 平成14年 5 月 野村インベスター・リレーションズ株式会社取締役会長 平成15年 6 月 同社執行役会長 平成17年 6 月 日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長 平成17年 6 月 日立キャピタル株式会社社外取締役（現任） 平成21年 4 月 日本ベンチャーキャピタル株式会社取締役 平成21年 6 月 株式会社西島製作所社外監査役 平成21年 8 月 当社取締役執行役員（現任） 平成27年 6 月 株式会社西島製作所社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 日立キャピタル株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外取締役	1,000株
6	 し みず とし つぶ 清水 寿二 (昭和25年9月14日生)	昭和49年 4 月 東京証券取引所入所 平成14年 6 月 株式会社東京証券取引所執行役員 平成14年 6 月 株式会社日本証券クリアリング機構取締役（兼任） 平成15年 6 月 日本証券決済株式会社代表取締役社長（兼任） 平成18年 6 月 株式会社東京証券取引所常務執行役員 平成19年 8 月 株式会社東京証券取引所グループ常務執行役 平成20年 8 月 当社取締役（現任） 平成21年 6 月 株式会社日本商品清算機構社外取締役（現任） 平成25年 6 月 株式会社東京商品取引所社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社日本商品清算機構社外取締役 株式会社東京商品取引所社外取締役	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
7	 たか はし あつ お 高 橋 厚 男 (昭和15年11月12日生)	昭和39年 4 月 大蔵省（現 財務省）入省 昭和63年 6 月 銀行局総務課長 平成 元年 6 月 東海財務局長 平成 2 年 6 月 近畿財務局長 平成 3 年 6 月 大臣官房審議官（銀行局担当） 平成 5 年 6 月 関税局長 平成 6 年 7 月 日本開発銀行理事 平成10年 7 月 日本証券業協会常務理事・専務理事・副会長を歴任 平成16年 4 月 公認会計士・監査審査会委員 平成17年 7 月 財団法人日本証券経済研究所（現 公益財団法人日本証券 経済研究所）理事長 平成19年11月 日本投資者保護基金理事長 平成22年 8 月 当社取締役（現任） 平成23年 6 月 公益財団法人日本証券経済研究所特別囑託 平成24年 6 月 極東証券株式会社社外取締役（現任） 平成24年 6 月 藍澤證券株式会社社外取締役（現任） 平成25年 6 月 高木証券株式会社社外監査役（現任） 平成27年 5 月 公益財団法人日本関税協会理事長（現任） (重要な兼職の状況) 極東証券株式会社社外取締役 藍澤證券株式会社社外取締役 高木証券株式会社社外監査役 公益財団法人日本関税協会理事長	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
8	 いま い てつ お 今 井 哲 男 (昭和32年1月17日生) 新任	昭和56年 4 月 三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 入社 平成16年11月 中央三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会 社）阿倍野支店長 平成 19年 4 月 当社入社ディスクロージャー営業一部担当部長 平成 19年 8 月 当社ディスクロージャー営業推進部長 平成 20年 8 月 当社執行役員ディスクロージャー営業推進部長 平成 22年 7 月 当社執行役員ディスクロージャー＆IR営業三部長兼札幌営 業所担当 平成 26年 7 月 当社執行役員ディスクロージャー＆IR営業二部長兼福岡営 業所担当（現任）	1,800株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 清水寿二、高橋厚男の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役候補者の選任理由および当社社外取締役としての在任期間は、以下のとおりであります。
- (1) 清水寿二氏につきましては、ディスクロージャー業務と密接な関係にある証券市場において卓越した見識と幅広い経験を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断いたしております。
- なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
- (2) 高橋厚男氏につきましては、ディスクロージャー業務と密接な関係にある証券市場および証券業界に関する豊富な経験、知見を有しており、その経歴等から、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断いたしております。
- なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役大西 裕氏および山上大介氏は任期満了となり、秋山美樹男氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	 おおにし ゆなか 大 西 裕 (昭和31年5月9日生)	平成元年4月 弁護士登録 平成6年8月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) 丸市綜合法律事務所弁護士	0株
2	 やま がみ だい すけ 山 上 大 介 (昭和21年11月24日生)	昭和50年11月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）東京事務所入所 昭和56年9月 公認会計士登録 平成2年7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）社員登録 平成12年8月 山上公認会計士事務所所長（現任） 平成13年3月 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役 平成13年6月 日本特殊塗料株式会社社外監査役（現任） 平成15年8月 当社監査役（現任） 平成27年3月 ローヤル電機株式会社社外監査役（現任） 平成27年3月 株式会社小田原エンジニアリング監査役（現任） (重要な兼職の状況) 山上公認会計士事務所所長 株式会社小田原エンジニアリング監査役 日本特殊塗料株式会社社外監査役 ローヤル電機株式会社社外監査役	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	 ひらまつありつね 平松有恒 (昭和29年3月11日生) 新 任	昭和57年 6 月 藤倉電線株式会社（現 株式会社フジクラ）入社 平成 8 年 4 月 同社総務部担当部長 平成14年 3 月 当社入社商法研究部担当次長 平成16年 9 月 当社商法研究部長 平成18年 8 月 当社執行役員ディスクロージャー研究二部長 平成27年 7 月 当社人事部担当部長（現任）	4,620株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大西 裕、山上大介の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 社外監査役候補者の選任理由および当社社外監査役としての在任期間は、以下のとおりであります。
- (1) 大西 裕氏につきましては、経営に関与したことはありませんが弁護士としての企業法務等に関する豊富な専門的知見を有しており、当社における監査に活かしていただけるものと判断いたしております。
- なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって21年であります。
- (2) 山上大介氏につきましては、経営に関与したことはありませんが公認会計士としての企業会計等に関する豊富な専門的知見と他社での社外監査役としての経験を有しており、当社における監査に活かしていただけるものと判断いたしております。
- なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、監査役を辞任されます秋山美樹男氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などは、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
あきやまみきお 秋山美樹男	平成22年 8 月 当社常勤監査役（現任）

以 上

ご 参 考

当社の事業内容をさらにご理解いただきたく、本定時株主総会招集ご通知に記載の主な専門的な用語につきまして解説させていただきます。

用語解説

【ディスクロージャー】

制度開示と任意開示に分類されます。制度開示は、金融商品取引法や会社法に基づき上場企業等に企業情報や財務情報等の開示が義務付けられるものであり、投資者の保護や資本市場の公正性の確保をその目的としています。一方、任意開示は、上場企業が自主的に開示を行うものであり、IR活動やSR活動の一環として位置付けられます。

【金融商品取引法】

証券市場における有価証券の発行・売買その他の取引について規定した法律です。この法律の目的は、第1条に定められており、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行および金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成

等を図り、もって国民経済の健全な発展および投資者の保護に資することにあります。

当社の金融商品取引法関連製品区分において、流通市場における開示書類として「有価証券報告書」「四半期報告書」等、発行市場における開示書類として「有価証券届出書」「目論見書」等、その他上場申請に係る各種書類が主な製品です。

【会社法】

現在の会社法は従前の商法（会社編）、有限会社法、商法特例法等を統合し再編され平成18年5月1日から施行された法律であり、会社の設立、組織、運営および管理について定めています。

当社の会社法関連製品区分において、特に会社法の中の株主総会に関連する「株主総会招集通知」「決議通知」「配当金関係書類」が主な製品です。

【ファイナンス】

一般的には企業の資金調達のことをいいます。ファイナンスの主なものは、株式を発行して資金調達を行うエクイティファイナンス、借入や社債の発行等の負債による資金調達を行うデットファイナンスがあります。

【目論見書】

株式、社債、投資信託など有価証券の募集または売出等を行う際に、発行者の情報や有価証券の内容を投資者に直接開示するための文書で、投資者の投資判断に資するものです。

【有価証券報告書】

上場企業等は、企業の概況、事業の状況等の自社の情報を継続的に開示するために毎年作成し提出することを義務付けられています。有価証券の公正な取引や投資者の保護を目的とするもので、事業年度終了後3か月以内に金融庁から行政サービスの一環として提供されているシステムのEDINETで内閣総理大臣から権限の委任を受けた財務（支）局長に提出することとされています。

【四半期報告書】

有価証券報告書を提出しなければならない企業のうち、上場会社等でその事業年度が3か月を超える場合に、当該事業年度の期間を3か月ごとに区分した期間ごとに、企業の概況、事業の状況等の自社の情報を記載して毎四半期末から45日以内にEDINETで提出することとされています。

【EDINET（エディネット）】

Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略称で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」のことです。

従来、紙媒体で提出されていた有価証券報告書等の開示書類を電子データで受理・公開することにより、利用者・作成者の利便性が向上しました。

EDINETに提出された有価証券報告書等の開示書類は、インターネット上において誰でも閲覧することが可能です。開示書類は、セキュリティの確保や、検索の利便性のため、所定のデータ形式（XBRL）で作成しなければなりません。

なお、EDINETは平成26年1月から新EDINETに移行されています。次頁のXBRLの用語解説をご参照ください。

【XBRL（エクスビーアールエル）】

eXtensible Business Reporting Languageの略称で、各種の財務報告書類についてその流通、利用の標準化を図るためXML（eXtensible Markup Language）を基礎に開発されたビジネスレポート作成用のコンピュータ言語です。財務諸表の作成等にこの言語を導入することによって、財務情報の利用者サイドの利便性が飛躍的に向上します。なお、EDINETにおけるXBRLでの提出（財務諸表本体部分）は、平成20年4月以降開始する事業年度から行われていますが、平成26年1月より本格稼動した新EDINETにおいては、XBRL対象書類およびXBRL対象範囲が拡大されました。

【IR（インベスター・リレーションズ）】

Investor Relationsの略称で、主に上場企業と投資家との良好な関係構築を意味します。多くの上場企業は、株主や投資家に対し、投資判断に必要な情報を適時、公平に、継続して提供するため、事業報告書、株主通信、アニュアル・レポート等を作成するほか、個人投資家のための説明会や工場・施設等の見学会の開催、機関投資家訪問などのIR活動を行っています。

当社のIR関連製品区分において、「株主通信（事業報告書）」「ディスクロージャー誌」「アニュアル・レポート」「CSR報告書」等が主な製品です。

【独立役員】

東京証券取引所を始めとする金融商品取引所が、コーポレート・ガバナンス（企業統治）強化のため、「一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役または社外監査役」を1名以上確保するように上場規則に基づき上場会社に義務付け、そのうち1名以上を取締役とするよう、求めているものであります。

当社の場合、現任の全ての社外取締役および社外監査役は独立役員の条件を満たしていますので、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

【スチュワードシップ・コード】

企業の株式を保有する機関投資家向けに定められた行動規範のことで、日本版スチュワードシップ・コード「責任ある機関投資家」の諸原則が制定されています。

投資と対話を通じて投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的なリターンの拡大を図るべく定められ、機関投資家は、(1) スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。(2) スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。(3) 投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。(4) 投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。(5) 議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。(6) 議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。(7) 投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等

に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。以上の7つの原則で構成されています。

法的拘束力を有する規範ではありませんが、「コンプライ・オア・エクスプレイン (Comply or Explain)」の手法を採用しており、原則を実施するか、実施しないのであればその理由を説明するよう求められています。

【コーポレートガバナンス・コード】

コーポレートガバナンス（企業統治）の強化に向け、企業が尊重すべき事項を定めた行動規範のことで、上場企業が適用の対象となります。

本コードは大きく5つの基本原則で構成され、(1) 株主の権利・平等性の確保、(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働、(3) 適切な情報開示と透明性の確保、(4) 取締役会等の責務、(5) 株主との対話、に関する指針が示されています。

法的拘束力を有する規範ではありませんが、「コンプライ・オア・エクスプレイン (Comply or Explain)」の手法を採用しており、原則を実施するか、実施しないのであればその理由を説明するよう求められています。

以上

宝印刷株式会社 株主総会会場ご案内図

日時

平成27年 8月21日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン
3階 富士の間
電話 (03) 3980-1111



池袋駅から
会場までの
ご案内

池袋駅

・JR ●山手線 ●埼京線 ・東京メトロ ●丸ノ内線 ●有楽町線 ●副都心線
・西武池袋線 ・東武東上線

- 1 南口(徒歩約2分)** 有楽町線の改札前(地下1階、南通路)のエスカレーターで1階へ。メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。
- 2 JR線メトロポリタン口(徒歩約1分)** JR線改札(2階)を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進または改札を出て右手に進み、エスカレーターまたは階段で1階へ(ご利用可能時間は午前7時30分から午後9時まで)。
- 3 西口(徒歩約3分)** 東武百貨店の前(地下1階、中央通路)の階段またはエスカレーターで1階へ。左手のみずほ銀行沿いに左折し直進。
- 4 副都心線2a出口(徒歩約3分)** 2a出口より地上に上がり、「池袋警察署」方面に向かい、「西池袋一丁目」交差点を左折し直進。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

